

意見書案第 5 号

シルバー人材センターに対する支援について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 3 年 9 月 17 日提出

提出者議員	宮 下	透
賛成者議員	池 島	和 行
〃	武 田	貞 行
〃	平 野	義 文
〃	峯	泰 教
〃	日 向	清 一
〃	山 田	靖 廣
〃	猪 口	満 雅

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5（2023）年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題であることから、会員や事務局に負担を強いるような事態を避け、センターにおいて安定的な事業運営が可能となる措置を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年9月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国税庁長官
厚生労働大臣
経済産業大臣